

令和4年2月
※令和5年11月一部修正

安全運転管理者の
業務の拡充に関する
Q & A

目 次

【安全運転管理者の業務の拡充に関して】

第1 総論

- 問1 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う安全運転管理者の業務の改正（業務が拡充された）点は何か。 … 1

第2 運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認

- 問2 「運転前後の運転者」とは、どのように解釈するのか。 … 1
更問 事業所の全従業員に対して、酒気帯びの確認をする必要があるのか。 … 1
更問 車で通勤する全従業員に対して、酒気帯びの確認をする必要があるのか。 … 2
問3 「目視すること等によって」とは、どのような方法をいうのか。 … 2
問4 「国家公安委員会が定めるアルコール検知器」とは、どのようなものか。 … 2
更問 アルコール検知器の指定機種があるのか。 … 3
更問 アルコール検知器はどこで購入できるのか。 … 3
問5 「アルコール検知器を常時有効に保持する」とは、どのようなことをいうのか。 … 3
問6 出張時等における事業所以外の場所で使用する携帯型アルコール検知器は個人で購入したものを使用して、酒気帯びの確認をさせてもよいのか。 … 3
更問 安全運転管理者が管理していると認められるものならばよいのか。 … 4
問7 出張等で同一事業所の他支店等において運転を開始・終了する場合の酒気帯びの確認は、どのような方法で行えばよいのか。 … 4
問8 安全運転管理者が不在の場合は、どのようにすればよいのか。 … 5
更問 深夜・早朝等に運転を開始・終了する場合も、酒気帯びの確認結果を安全運転管理者に報告しなければならないのか。 … 5
更問 「安全運転管理者の業務を補助する者」とあるが、業務委託であってもよいのか。 … 5

第3 酒気帯び確認の内容の記録

- 問9 酒気帯びの確認をした場合、どのような事項を記録しておけばよいのか。 … 6
問10 酒気帯び確認の記録は、パソコン等でデータ管理してもよいのか。 … 7

第4 罰則

- 問11 アルコール検知器による酒気帯び確認を行わない、酒気帯び確認の記録をしなかった場合等の罰則はあるのか。 … 7

【安全運転管理者の業務の拡充に関して】

第1 総論

問1 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う安全運転管理者の業務の改正（業務が拡充された）点は何か。

答

改正点は次のとおりです。

- (1) 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存（令和4年4月1日から）
 - ア 運転前後の運転者の状態を目視すること等によって、酒気帯びの有無を確認すること。
 - イ 確認の内容を記録し、その記録を1年間保存すること。
- (2) アルコール検知器の使用等（令和5年12月1日から）
 - ア 運転前後の運転者の状態を目視によるほか、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認すること。
 - イ アルコール検知器を常時有効に保持すること。

第2 運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認

問2 「運転前後の運転者」とは、どのように解釈するのか。

答

ここでいう「運転」とは、一連の業務としての運転をいいますので、酒気帯びの有無の確認は、必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時及び業務の終了後や退勤時に行えばよいものとなります。

更問 事業所の全従業員に対して、酒気帯びの確認をする必要があるのか。

答

酒気帯びの有無を確認する対象となるのは、業務として「運転」する従業員となります。従って、事業所内において事務作業のみに従事し、業務として終日「運転」しない従業員などは対象外となります。ただし、社用車であるか否かを問わず、短時間・短距離であっても、事業所における業務遂行を目的として「運転」する場合は、酒気帯びの有無を確認する必要があります。

更問 車で通勤する全従業員に対して、酒気帯びの確認をする必要があるのか。

答

酒気帯びの有無を確認する対象となるのは、業務として「運転」する従業員となります。

従業員の自宅から事業所までの出勤のみが目的であれば、自宅を出発する際の酒気帯びの有無を確認する必要はありません。ただし、目的地への直行直帰を含め、事業所における業務遂行を目的として「運転」する場合は、酒気帯びの有無を確認する必要があります。

問3 「目視すること等によって」とは、どのような方法をいうのか。

答

運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいいます。

運転者の酒気帯び確認は対面で行うことが原則ですが、出張等により、事業所から遠く離れた場所で運転を開始・終了したり、自宅から用務先へ直行直帰する場合など、対面での確認が困難な場合には、これに準ずる適宜の方法で実施してください。

例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させた上で、

- スマートフォンを含むカメラ、モニター等によって、運転者の顔色、応答の声の調子等にあわせて、携帯型アルコール検知器による呼気の測定結果を確認する
- 携帯電話、業務無線、その他運転者と対話できる方法によって、運転者の顔色、応答する声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる

などの方法が挙げられます。

問4 「国家公安委員会が定めるアルコール検知器」とは、どのようなものか。
(アルコール検知器の性能)

答

呼気中のアルコールを検知し、酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できる機能を有するものであればよく、価格を含め、特段の性能上の要件は問いませんので、「アルコール検知器」として市販されているもので構いません。

更問 アルコール検知器の指定機種があるのか。

答

特にありません。

上記問4の機能を充足しているものであれば足りしますので、予算等に応じて任意のものを使用してください。

更問 アルコール検知器はどこで購入できるのか。

答

県警では斡旋等はしていませんが、ホームセンターのほか、インターネット等により購入できるものと承知しています。

問5 「アルコール検知器を常時有効に保持する」とは、どのようなことをいうのか。

答

正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいいます。

このため、安全運転管理者は、事業所において使用するアルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、使用期限や使用回数を厳守しつつ、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障していないものを使用することが求められます。

また、使用期限が経過する前に、アルコール検知器の更新（買い換え）が必要となります。

問6 出張時等における事業所以外の場所で使用する携帯型アルコール検知器は個人で購入したものを使用して、酒気帯びの確認をさせてもよいのか。

答

酒気帯び確認のために使用するアルコール検知器は、問5のとおり、事業所において常時有効に保持しているアルコール検知器を使用することが求められますので、個人で購入した携帯型アルコール検知器など、事業所の安全運転管理者が管理していると認められないものを使用させることはできません。

更問 安全運転管理者が管理していると認められるものならばよいのか。

答

安全運転管理者において、当該アルコール検知器が正常に作動し、故障がない状態であるかどうかの確認を定期的に行うなど、安全運転管理者が「常時有効に保持」するアルコール検知器と同等の管理が行われているものに限り、個人で購入したアルコール検知器を使用することは可能です。

問7 出張等で同一事業所の他支店等において運転を開始・終了する場合の酒気帯びの確認は、どのような方法で行えばよいのか。

答

同一の自動車の使用者が他の自動車の使用の本拠において安全運転管理者を選任しており、当該他の自動車の使用の本拠となる事業所（以下「他の事業所」という。）において運転者が運転を開始・終了する場合には、他の事業所の安全運転管理者が有効に保持するアルコール検知器を使用させ、その測定結果を電話その他運転者と直接対話できる方法で、所属する事業所の安全運転管理者に報告させたときは、酒気帯び確認を行ったものと取り扱うことができます。

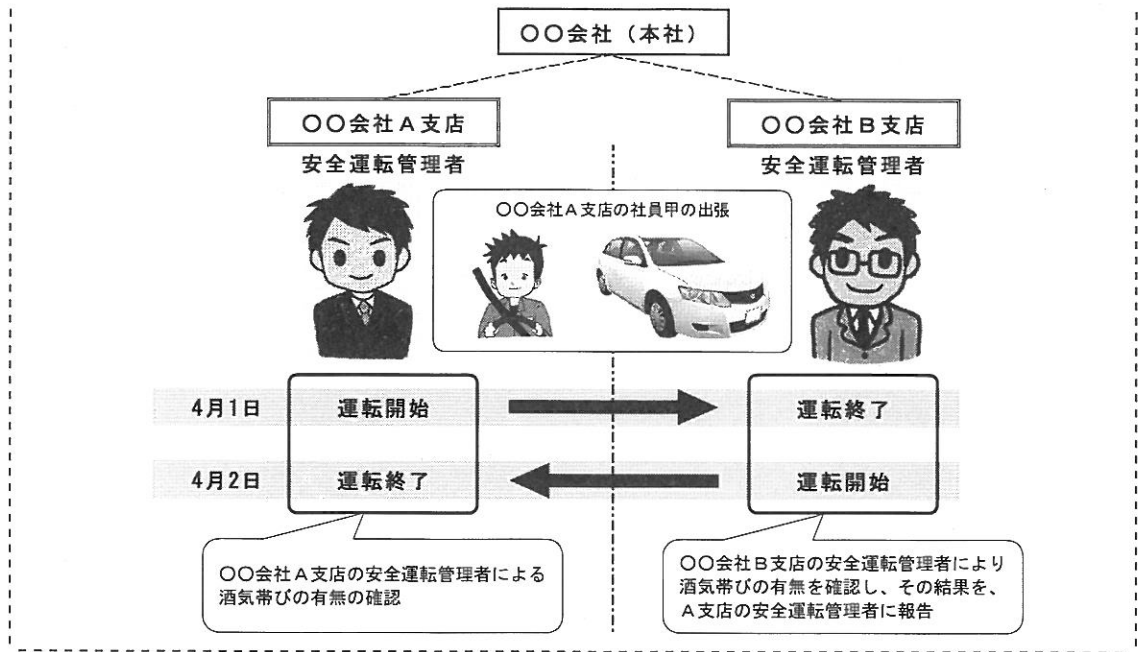
【例】 同一会社のA支店（安全運転管理者選任済）に勤務する社員甲が、出張等によりB支店において運転を開始・終了する場合

① B支店に安全運転管理者が選任されている場合

社員甲は、B支店の安全運転管理者立ち会いの下、B支店の安全運転管理者が有効に保持しているアルコール検知器を使用して酒気帯びの有無を確認し、その測定結果を電話その他直接対話できる方法でA支店の安全運転管理者に報告する必要があります。

② B支店に安全運転管理者が選任されていない場合

社員甲は、故障がない状態でA支店が管理している携帯型アルコール検知器を使用し、対面での確認に準ずる適宜の方法（問3参照）により、その測定結果をA支店の安全運転管理者に確認させ、又は報告する必要があります。



問8 安全運転管理者が不在の場合は、どのようにすればよいのか。

答

安全運転管理者が休暇、出張、勤務形態等の理由による不在時など、安全運転管理者による酒気帯びの有無の確認が困難な場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に確認を行わせても構いません。

この場合、後日（刻）、安全運転管理者はその結果を確認しておくようにしてください。

更問 深夜・早朝等に運転を開始・終了する場合も、酒気帯びの確認結果を安全運転管理者に報告しなければならないのか。

答

上記問8のとおり、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に確認を行わせたり、報告を受けさせても構いませんが、後日（刻）、安全運転管理者はその結果を確認しておくようにしてください。

更問 「安全運転管理者の業務を補助する者」とあるが、業務委託であってもよいのか。

答

業務委託であっても差し支えありません。

ただし、業務委託も含め、安全運転管理者の業務を補助する者（以下補助者）に酒気帯びの有無の確認を行わせる際は、必要な場合に速やかに安全運転管理者等の指示を仰ぐことができることとするなど、安全運転を確保するために必要な対応が確実にとられる体制であることが必要です。

例えば、運転者が酒気を帯びていることを補助者が確認した場合は、

- ・ 安全運転管理者へ速やかに報告し、必要な対応等について指示を受けるか、安全運転管理者自らが運転者に対して運転中止の指示を行う
- ・ 運転者に対して指示を行う場合について安全運転管理者があらかじめ詳細に（マニュアル等で）定めた判断基準や指示内容に従って対応し、補助者が判断できない内容等はその都度安全運転管理者に報告し、必要な対応等について指示を受ける

等の対応がとられることが必要となります。

第3 酒気帯び確認の内容の記録

問9 酒気帯びの確認をした場合、どのような事項を記録しておけばよいのか。

答

酒気帯び確認をした場合、次の事項について記録してください。

- (1) 令和4年4月1日から
 - 確認者名
 - 運転者
 - 運転者の業務に係る自動車の登録番号、識別できる記号、番号等
 - 確認日時
 - 確認方法（対面でない場合は具体的方法）
 - 酒気帯びの有無
 - 指示事項
 - その他必要な事項
- (2) 令和5年12月1日から
 - 確認者名
 - 運転者
 - 運転者の業務に係る自動車の登録番号、識別できる記号、番号等
 - 確認日時
 - 確認方法
 - ・ アルコール検知器使用の有無

- ・ 対面でない場合は具体的方法
- 酒気帯びの有無
- 指示事項
- その他必要な事項

なお、記録していただく様式等については特に定められていませんので、各事業所の実情に応じ、上記以外の項目を加えるなどした適宜のもので構いません。

問10 酒気帯び確認の記録は、パソコン等でデータ管理してもよいのか。

答

必要に応じて表示したり、出力することが可能であればパソコン等によりデータ管理しても構いません。

第4 罰則

問11 アルコール検知器による酒気帯びの確認を行わない、酒気帯び確認の記録をしなかった場合等の罰則はあるのか。

答

アルコール検知器による酒気帯びの確認を行わない、酒気帯び確認の記録をしなかったことそのものに対する罰則はありませんが、罰則がないからと言ってこれらの業務をしなくてよいというものではありません。

安全運転管理者等が、アルコール検知器等による酒気帯びの確認をしていないことが判明し、自動車の安全な運転管理が行われていないと認められるときは、公安委員会から自動車の使用者に対して安全運転管理者や副安全運転管理者の解任を命ぜられることがあります。